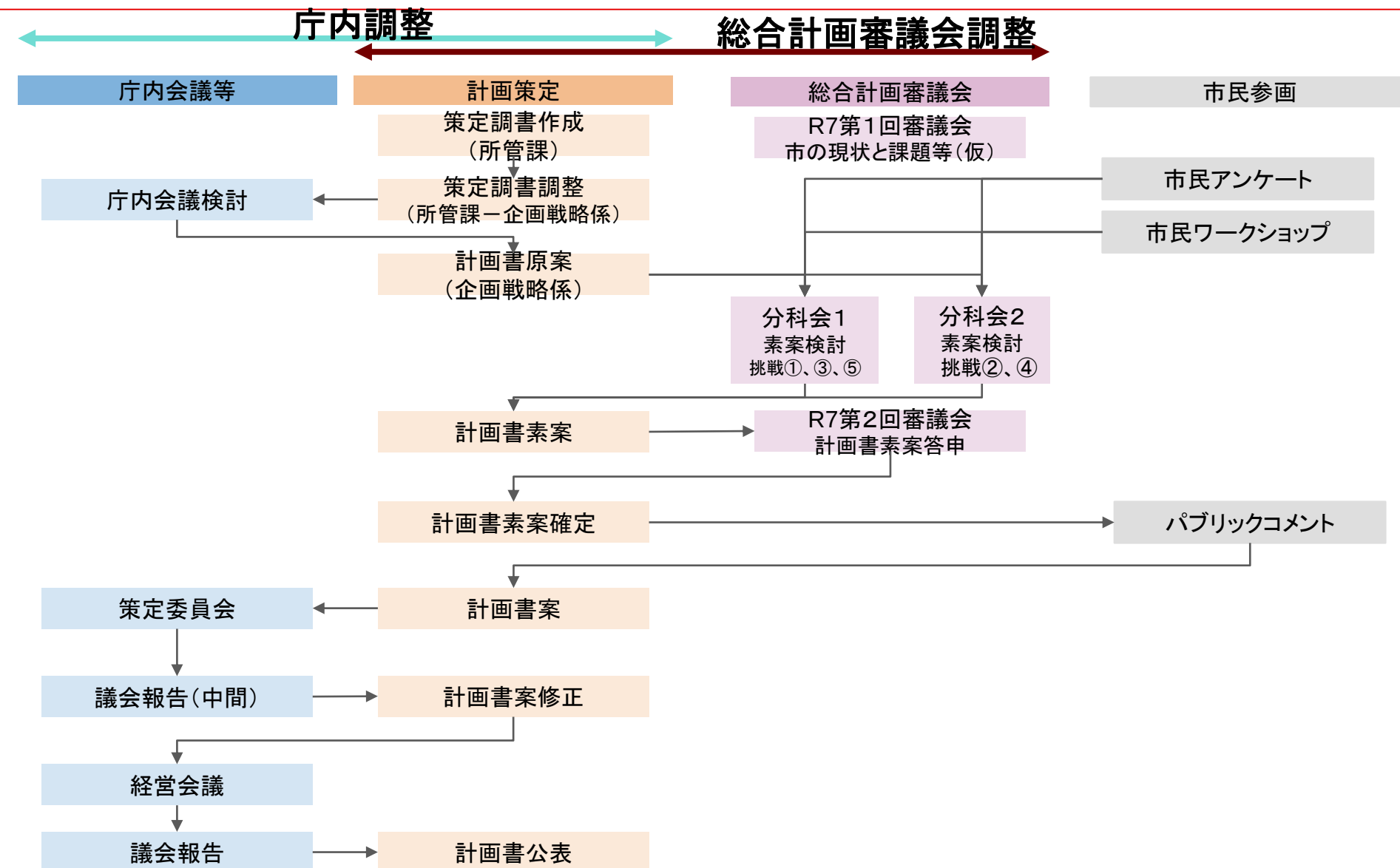


計画書策定のフロー



各主体の役割

計画書 策定段階	庁内会議等	所管課	企画戦略係	総合計画審議会	市民
～原案 策定	・策定方針の承認 ・施策体系の承認	・策定調書の記入 ・企画戦略係との調整	・所管課との調整 ・原案の策定	・市の現状と課題の理解(第2回会議)	・市民アンケート
～素案 策定	・素案の答申の受領、対応の検討	・総合計画審議会からの修正指示への対応	・所管課への総合計画審議会からの修正指示への対応依頼 ・所管課との調整 ・素案策定	・現状と課題、アンケート結果、市民WS提言を踏まえた原案の審議と素案策定に向けた意見・助言(分科会) ・素案を市長へ答申(第3回会議)	・市民WSによる後期基本計画のめざすべき姿の提言
～案策 定・修整	・議会報告に向けた案の確認 ・議会報告(中間のまとめ)	・パブコメへの対応 ・その他微調整等	・パブリックコメントを受けた修正対応の検討 ・所管課との調整 ・案策定・修整	・－	・パブリックコメント
～確定	・計画案の承認 ・議会報告	・－	・公表	・－	・－

総合計画審議会(委員)の役割

●役割

総合計画審議会として、後期基本計画素案を市長へ答申する。

●議論の流れ

1. 計画書原案に基づく議論(分科会(部会))

- ・分科会で議論を行う挑戦について、基本構想に位置付けられた目標や後期基本計画の策定方針を踏まえ、市が策定した基本計画原案に基づき、議論を行う。

<議論のPoint>

- ・令和7年度第1回審議会で市から説明のあった市の現状と課題を踏まえ、基本構想の目標実現に向け、後期基本計画に位置付けられた各施策の目標や取り組みの方向性が適切であるか。
- ・市民アンケートの結果や市民ワークショップからの提言(市民ニーズ)に対し、原案の内容が充足しているか。

2. 計画書素案の答申(令和7年度第2回)

- ・分科会での意見を踏まえて市が取りまとめた計画書素案の内容を確認し、総合計画審議会の総意として、計画書素案を市長へ答申する。

●意見のポイント

- ・基本構想の目標は変更しないため、基本構想の目標は前提とした意見をしていただく。
- ・基本計画であるため、基本構想の実現に向けて実現したい状態について意見を述べることを基本とし、具体的な事業や取組については、実現したい状態に向けた一例として挙げていただく。
- ・団体等の(所属)代表としての意見だけではなく、市民アンケートや市民ワークショップからの提言(市民ニーズ)が十分反映されたものであるかという視点を重視してご意見をいただく。